

議案第 33 号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

小城市教育委員会事務局組織規則(平成 17 年小城市教育委員会規則第 5 号)の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 3 月 23 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

昨今の学校教育業務の事務量の増大(小学校課程への英語教育の導入、教育情報化の充実、多様な児童生徒への対応等)多忙化、保護者ニーズの多様化等を鑑み、市内小中学校の統括及び管理職である校長の統括として、またそれらを含めた職責及び学校と深く関わる教育総務課学事係、学校給食係、施設係にまたがる職責から、現在の学校教育課長を部長級として取り扱うため、小城市教育委員会事務局組織の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第3号

小城市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会事務局組織規則（平成17年小城市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校教育担当部長

第5条第1項中「教育部長」の次に「及び学校教育担当部長」を加え、第7項を第8項とし、第4項から第6項を1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 学校教育担当部長は、学校教育課長事務取扱とし、上司の命を受け、小学校及び中学校に係る事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

小城市教育委員会事務局組織規則（平成17年小城市教育委員会規則第5号）の一部改正 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 職員の職として、次の職を置く。</p> <p>(1) 教育部長</p> <p>(2) 課長</p> <p>(3) 参事</p> <p>(4) 副課長</p> <p>(5) 主幹</p> <p>(6) 係長</p> <p>(7) 主査</p> <p>(8) 主事</p> <p>第5条 教育部長、<u>課長</u>、参事、副課長及び係長は、職員をもって充てる。</p> <p>2 教育部長は、教育長を助け、事務を整理する。</p> <p>3 教育部長は、教育長が不在のときは、その職務を代行する。</p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（職制）</p> <p>第4条 職員の職として、次の職を置く。</p> <p>(1) 教育部長</p> <p>(2) <u>学校教育担当部長</u></p> <p>(3) 課長</p> <p>(4) 参事</p> <p>(5) 副課長</p> <p>(6) 主幹</p> <p>(7) 係長</p> <p>(8) 主査</p> <p>(9) 主事</p> <p>第5条 教育部長<u>及び学校教育担当部長</u>、課長、参事、副課長及び係長は、職員をもって充てる。</p> <p>2 教育部長は、教育長を助け、事務を整理する。</p> <p>3 教育部長は、教育長が不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>4 <u>学校教育担当部長は、学校教育課長事務取扱とし、上司の命を受け、小学校及び中学校に係る事務を掌理する。</u></p>

4 課長は、上司の命を受け、課員を指揮監督し、課の分掌事務を掌理する。

5 参事は、上司の命を受け、特に重要な事項を処理し、課員を指揮監督する。

6 副課長及び主幹は、上司の命を受け、課の事務を掌理するとともに課の事務を処理し、課長を補佐する。

7 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

第6条～第7条（略）

5 課長は、上司の命を受け、課員を指揮監督し、課の分掌事務を掌理する。

6 参事は、上司の命を受け、特に重要な事項を処理し、課員を指揮監督する。

7 副課長及び主幹は、上司の命を受け、課の事務を掌理するとともに課の事務を処理し、課長を補佐する。

8 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

第6条～第7条（略）